



国空航第863号
平成21年1月30日

社団法人 日本航空機操縦士協会
会長 萩尾 裕康 殿

国土交通省航空局技術部運航課長
富田 博明



無資格者を操縦席に着座させる際の航空機の運航
の安全確保について

平成21年1月30日、運輸安全委員会は、平成19年10月27日大阪航空株式会社所属ロビンソン式R22Beta型JA102Dが体験飛行中に大阪府堺市に墜落し2名が死亡した事故に関する報告書を公表した。

同報告書によれば、事故の原因として、体験飛行中に後方からの強い突風を受けた際、右席に着座した無資格の同乗者が本件機長による機体の回復操作を困難とする急激な操縦操作を行ったことが関与した可能性が考えられるとされている。

無資格者を操縦席に着座させる際の安全確保については、これまでも指導を行ってきたところであるが、このような事故の再発防止を図るため、貴会傘下の会員に対し、下記事項について十分留意するよう、あらためて周知徹底されたい。

記

運航に際して無資格の者を操縦席に着座させる場合（航空法に基づく許可を受けて行う操縦練習を除く）には、当該無資格者に対して操縦装置に触れることの危険性について十分なブリーフィングを行い、また、航空機の操縦を行わせないことはもとより、操縦かん等の操縦装置に触れさせない等、運航の安全確保に万全を期すこと。